

## 第6 収容人員の算定

### 1 共通的取扱い

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、省令第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（政令第2条が適用される場合を除く。）であるが、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条の適用については階単位とする。
- (2) 同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が二以上存する場合（政令第2条が適用される場合）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、算定した収容人員を合算すること。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的従属部分又はみなし従属部分（主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300m<sup>2</sup>未満であることにより、主たる用途の項として取扱われている部分）についても、主たる用途部分の用途判定に従い収容人員を算定すること。
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、省令第1条の3の規定を適用すること。
- (5) 従業者の取扱いは、次によること。
  - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とする。ただし、短期間かつ臨時に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業者として扱わないこと。
  - イ 交替制の勤務体制を取っている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のため勤務時間帯の異なる従業者が重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
  - ウ 職場内に指定された勤務用の机を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
  - ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
  - イ 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。（一部の用途を除く）
- (7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。
  - ア ソファー等のいす席
  - イ いす席相互を連結したいす席
  - ウ 掘りごたつ
  - エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
- (8) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。

### 2 用途別の収容人員算定要領

#### 政令別表第1 (1) 項

(劇場、映画館、公会堂等)

(省令第1条の3第1項(表))

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数
  - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
  - ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2m<sup>2</sup>で除して得た数
  - ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5m<sup>2</sup>で除して得た数

#### (1) 算定要素の定義

- ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいい、具体的には次の表の部分をいう。

用 途	客 席 の 部 分
劇場・映画館	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分
演 芸 場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観 覧 場	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

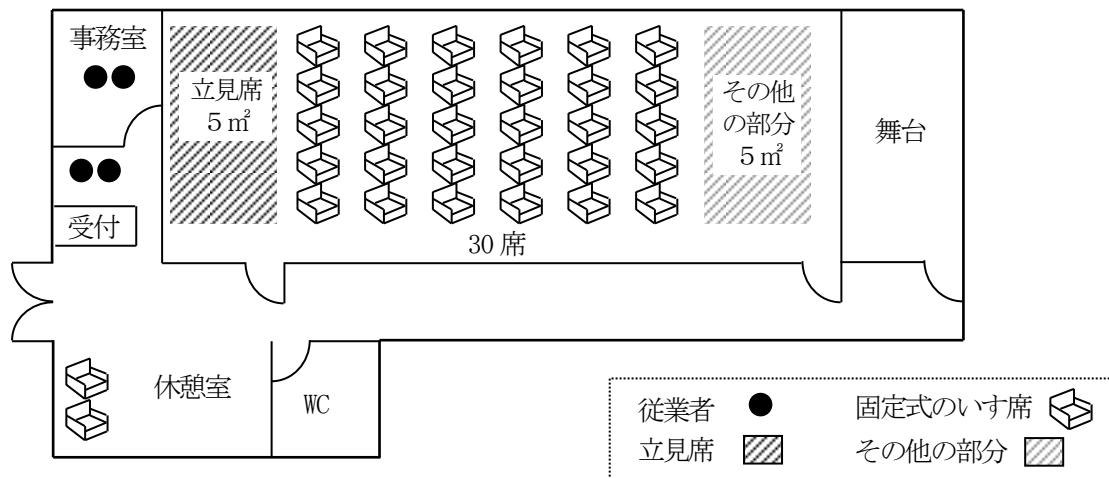
※客席部分内の通路部分は、収容人員算定の対象から除く。

イ 「立見席の部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部、出入口扉の回転部等は含まない。

ウ 「その他の部分」とは、固定いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追込場）を設ける部分や寄席の和風さじき、国技館のます席などを指す。

## (2) 算定例

### (1) 項イ：劇場



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	4人	4	
客席の部分	固定式のいす席の部分	30席	69人
	立見席の部分	5 m <sup>2</sup>	
	その他の部分	5 m <sup>2</sup>	

※休憩室のいす席の数は、客席の部分ではないため算定しない。

政令別表第1 (2) 項、(3) 項 (キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等)	
(省令第1条の3第1項 (表))	
<b>【遊技場】</b>	
次に掲げる数を合算して算定する。	
1 従業者の数	
2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数	
3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。 この場合において、長い式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。	
<b>【その他のもの】</b>	
次に掲げる数を合算して算定する。	
1 従業者の数	
2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数	
イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長い式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。	
ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3m <sup>2</sup> で除して得た数	

### (1) 算定要素の定義

#### 【遊技場】

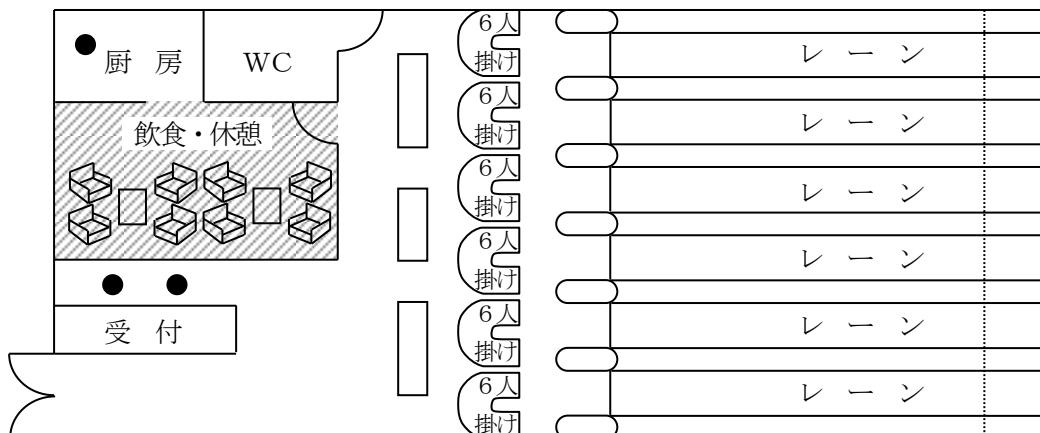
- ア 「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。
- イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。
- (ア) パチンコ等は1、囲碁、将棋、ビリヤード等は2、マージャン等は4
  - (イ) ボーリングは、レーンに付属するいすの数
  - (ウ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数
  - (エ) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数
  - (オ) (ア)～(エ)以外で遊技人数が明確に限定できるものにあっては、当該遊技人数
  - (カ) (ア)～(オ)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数
- ウ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。
- (ア) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
  - (イ) 前(ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

#### 【その他のもの】

- ア 「従業者」の取扱いは次によること。
- (ア) 従業者以外の同居の家族は含まない。
  - (イ) キャバレー等のホステスは従業者に含めるが、芸者等で派遣の形態がとられているものについては従業者に含めない。
- イ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分（個室型店舗の場合は、遊興のために客が利用する個室部分）をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入しない部分を除いた部分をいう。
- ウ 「その他の部分」の取扱いは次によること。
- (ア) 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。
  - (イ) 個室型店舗の場合は、個室（これに類する施設を含む。）ごとに行い、端数が出た場合には切り上げ、個室が3m<sup>2</sup>未満の場合は、1人として算定する。
  - (ウ) 個室型店舗の陳列棚については客席部分に含めない。

## (2) 算定例

## (2) 項口：ボーリング場



従業者

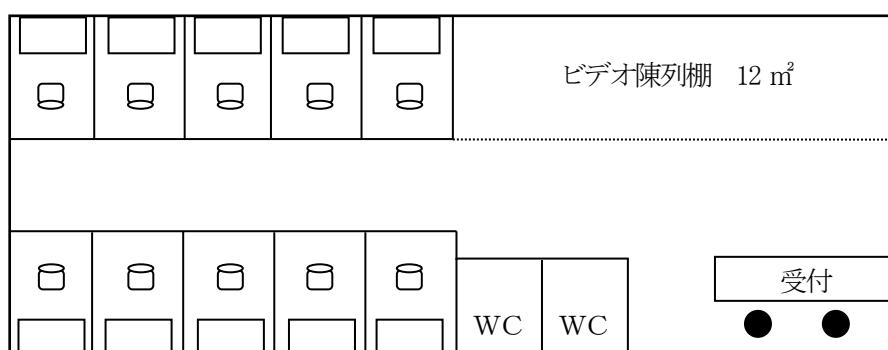


観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	3人	3	
遊技者 (1 レーンに付属するいす)	30席	36 (=6人がけ席×6)	47人
観覧、飲食又は休憩の用に供する固定いす席	8席	8	

## (2) 項ニ：個室ビデオ店



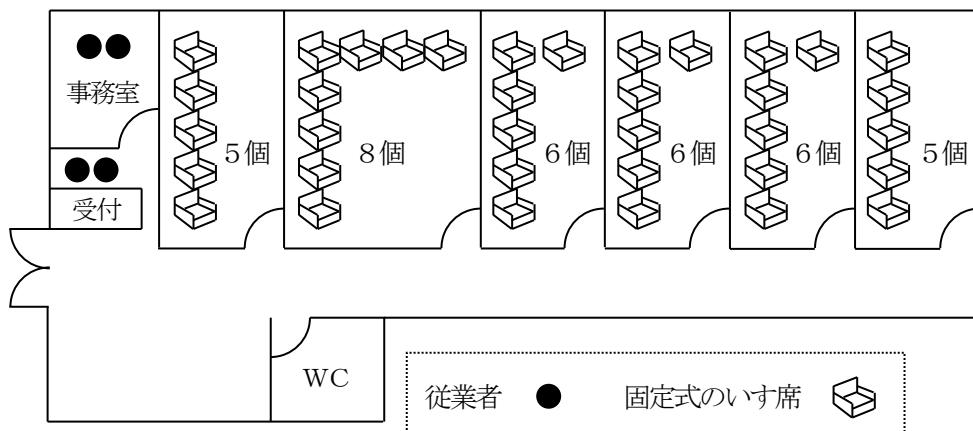
● 従業者

客席の部分

{ 固定式のいす  
 その他の部分

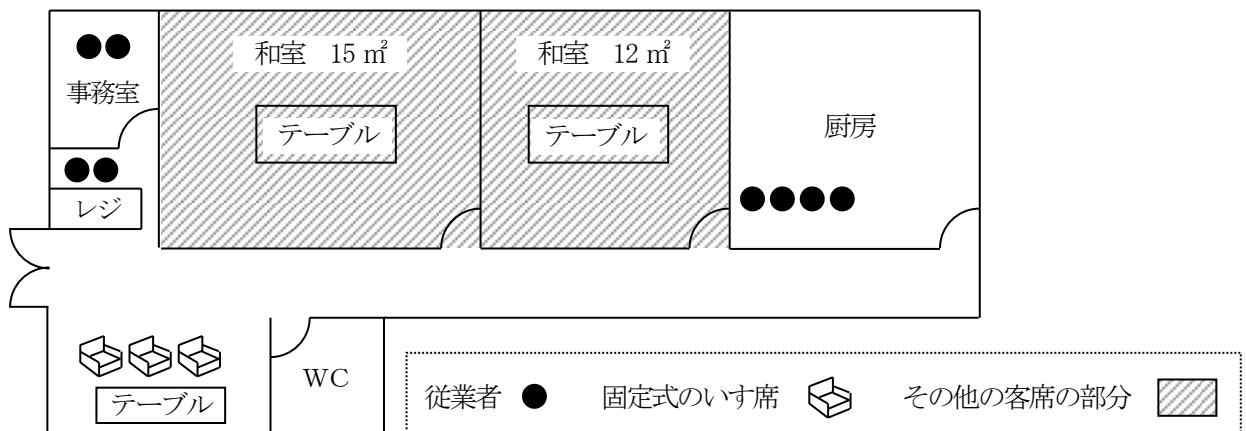
防火対象物の状況		小計	合計
従業者	2人	2	
客席の部分	固定式のいす 席の部分	10席	10
	その他の部分	なし	0

## (2) 項二：カラオケボックス



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	4人	4	
客席の部分	固定式のいす 席の部分	36席	36
	その他の部分	なし	0

## (3) 項三：飲食店



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	8人	8	
客席の部分	固定式のいす 席の部分	3席	3
	その他の部分	27 m <sup>2</sup>	9 (=27 m <sup>2</sup> /3)

**政令別表第1 (4) 項**  
(百貨店、物品販売店舗等)

(省令第1条の3第1項(表))

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

- 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計
- イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3 m<sup>2</sup>で除して得た数
- ロ その他の部分については、当該部分の床面積を4 m<sup>2</sup>で除して得た数

(1) 算定要素の定義

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場

(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室

(エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分

(オ) その他従業者だけが使用する部分

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

(ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店

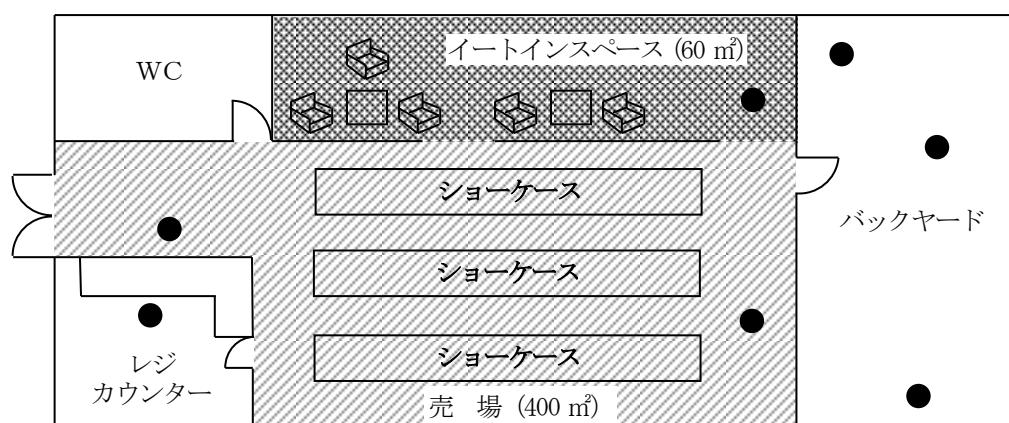
(イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分

(ウ) その他の飲食及び休憩の用に供する部分

ウ 「その他の部分」には、売り場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分や通路部分も含む。

(2) 算定例

**(4) 項：物品販売店舗**



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	10人	7	<u>127人</u>
主として従業者以外の者の使用に供する部分	飲食又は休憩の用に供する部分	60m <sup>2</sup> 20 (=60m <sup>2</sup> /3)	
	その他の部分	400m <sup>2</sup> 100 (=400m <sup>2</sup> /4)	

**政令別表第1 (5) 項イ  
(旅館、ホテル等)**

(省令第1条の3第1項(表))

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数

ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6m<sup>2</sup> (簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあっては、3m<sup>2</sup>) で除して得た数

3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いいす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数 (1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。) とする。

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3m<sup>2</sup>で除して得た数

(1) 算定要素の定義

ア 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次によること。なお、「宿泊室」は、宿泊室ごとに算定を行う。

**【洋室】**

(ア) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人として算定する。

(イ) ダブルベッド、2段ベッドは2人として算定する。

(ウ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

(エ) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のものは棚数をベッド数とする。

**【和室】**

(ア) 「簡易宿所」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする宿泊施設で、ユースホステル、山小屋、簡易宿泊所の類を指す。

(イ) 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもので、林間学校、修学旅行会館等が挙げられる。

※一般的の旅館等にあっても、宿泊者1人当たりの床面積が3m<sup>2</sup>程度であるような使用実態の場合は、該当する。

(ウ) 和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取扱う。

(エ) 和室の宿泊室の床面積には、押し入れや床の間、便所等は含まず、畳の部分に限定される。

(オ) 和室の宿泊室については、旅館業法施行令に基づく宿泊定員と一致しないことがある(算定基準が異なるため)。

(カ) 和室の人員算定で端数が出た場合は、切り上げる。

(キ) 簡易宿泊所等で3m<sup>2</sup>未満の室は収容人員1人とする。

(ク) 一の宿泊室に洋室の部分と和室の部分(前室部分を含む。)とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定する。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

イ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

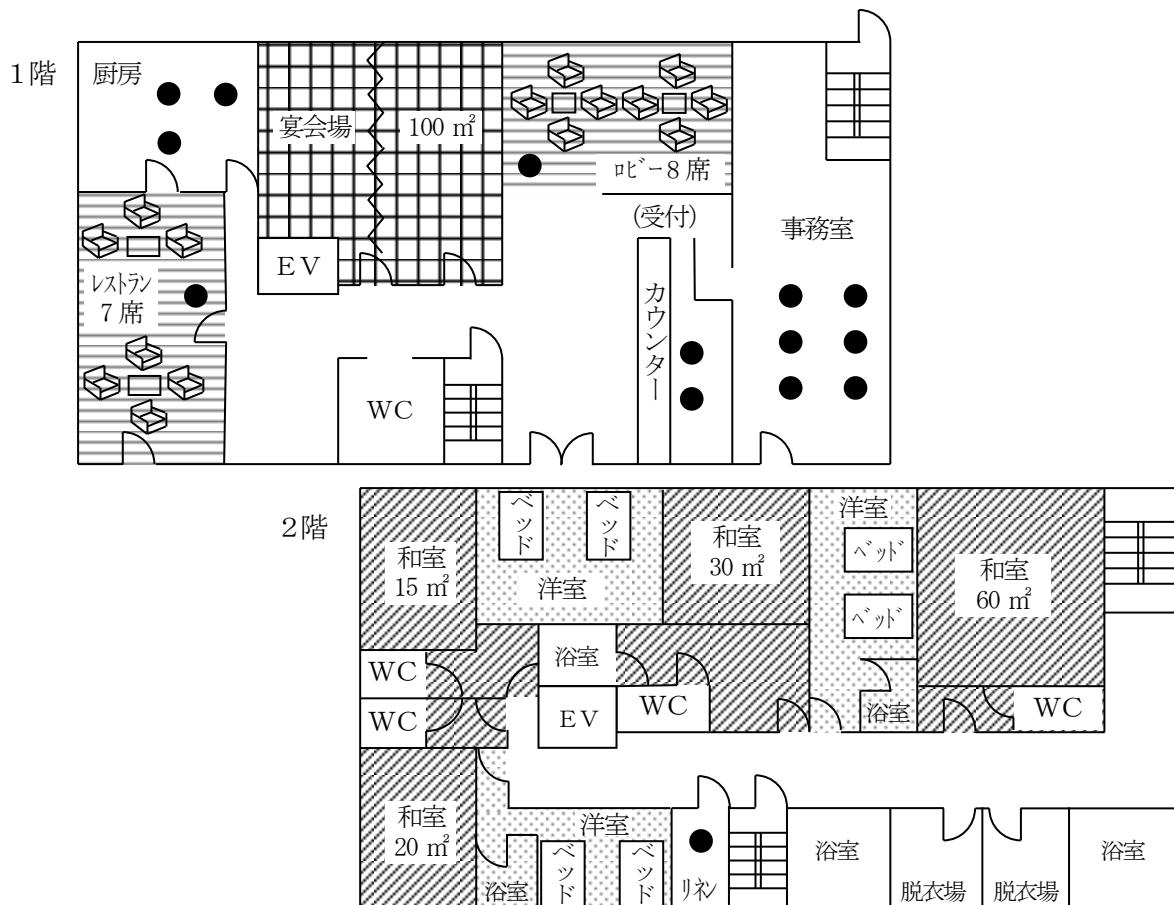
(ア) 宴会場等

(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

- (ウ) いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）  
 (エ) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

## (2) 算定例

## (5) 項イ：旅館（主として団体客を宿泊させるもの）



防火対象物の状況			小計	合計
従業者	14人		14	110人
宿泊室	洋室	シングルベッド 6床	6	
	和室	15 m <sup>2</sup>	5 (= 15 m <sup>2</sup> /3)	
		20 m <sup>2</sup>	7* (= 20 m <sup>2</sup> /3)	
		30 m <sup>2</sup>	10 (30 m <sup>2</sup> /3)	
		60 m <sup>2</sup>	20 (60 m <sup>2</sup> /3)	
集会、飲食又は休憩の用に供する部分	固定式いす席の部分	15席	15	
	その他の部分	100 m <sup>2</sup>	33 (= 100 m <sup>2</sup> /3)	

\*算定は宿泊室ごとに行い、端数が出た場合には切り上げる。

**政令別表第1 (5) 項口**

(寄宿舎、共同住宅等)

(省令第1条の3第1項(表))

居住者の数により算定する。

## (1) 算定要素の定義

「居住者」とは、寄宿舎、共同住宅等に常時居住している者をいう。

## (2) 算定例

**(5) 項口：共同住宅**

6階	2 LDK ●●	3 LDK ●●●	2 DK ●●			
5階	2 LDK ●●●	3 LDK ●●●	2 DK ●●			
4階	2 LDK ●●●	3 LDK ●●●●	2 DK ●●			
3階	2 DK ●●	3 LDK ●●●●	3 LDK ●●●●●	1 LDK ●●		
2階	1 K ●	1 K ●●	1 K ●●	1 K ●	1 K ●	1 K ●
1階	1 K ●	1 K ●●	1 K ●	1 K ●●	1 K ●●	1 K ●●
						居住者 ● 地上

防火対象物の状況			小計	合計
居住者		54人	54	54人

## (3) 実態把握困難な共同住宅の収容人員算定要領

新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあっては、次の要領で求めた収容人員により防火管理義務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。

## ア 算定要素

## (ア) 住戸のタイプ別の数

## (イ) 住戸のタイプ別の算定居住者数

## イ 算定要素の定義

## (ア) 住戸のタイプ別の数

共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示すタイプごとに分けた数

a 1K、1DK、1LDK、2DK

b 2LDK、3DK

c 3LDK、4DK

d 4LDK、5DK

## (イ) 住戸のタイプ別の算定居住者

住戸のタイプ別の算定居住者数については、次表による。

住戸のタイプ	1K、1DK 1LDK、2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

## ウ 収容人員算定要領

前イ、(ア)のそれぞれの住戸タイプ別の数に前(イ)の住戸のタイプ別の算定居住者数をそれぞれかけ合わせて得た数を合算し、収容人員とする。

**政令別表第1 (6) 項イ****(病院、診療所等)**

(省令第1条の3第1項(表))

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師、その他の従業者の数
- 2 病室内にある病床の数
- 3 待合室の床面積の合計を3m<sup>2</sup>で除して得た数

**(1) 算定要素の定義**

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。

イ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 洋室タイプは、ベッドの数

(イ) 和室タイプは、和室の床面積の合計を3m<sup>2</sup>で除して得た数

(ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数

ウ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。

(ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積

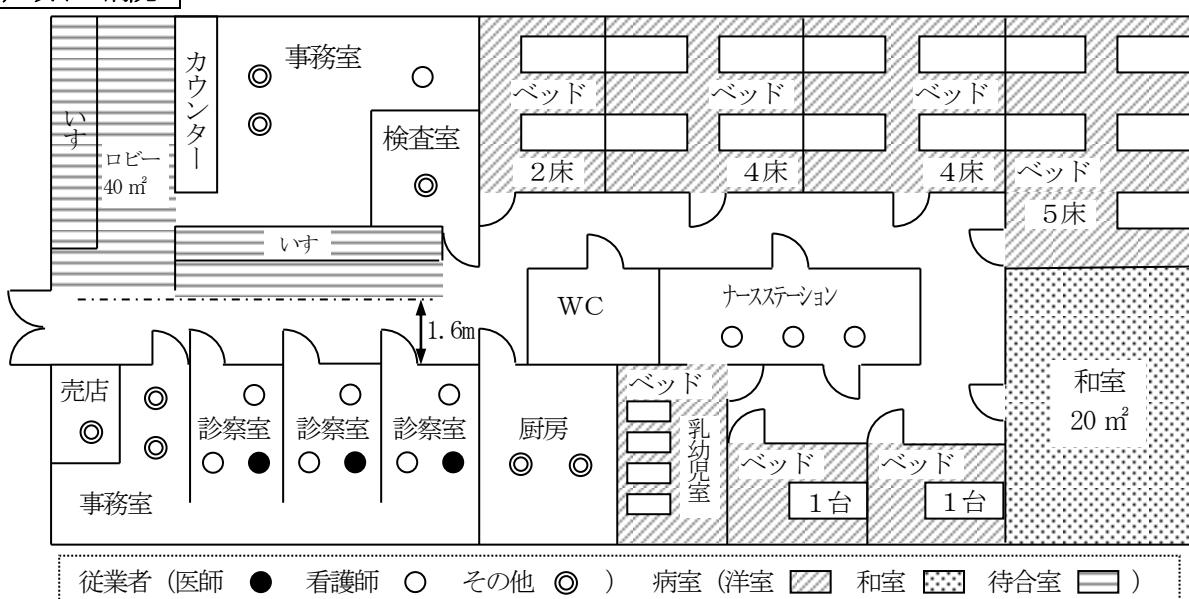
(イ) 待合室が廊下と兼用されている場合は、建基政令第119条に定める廊下の最小幅員以外の部分を「待合室の面積」とし、具体的には次による。

a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積

b 前a以外の場合、廊下を幅員1.2mの部分とし、廊下の部分を除く床面積

(ウ) 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。

エ 予約診療制度を実施している診療所等についても、省令第1条の3により算定する。

**(2) 算定例****(6) 項イ：病院**

防火対象物の状況		小計		合計
従業者	21人		21	61人
病室内の病床	洋室	ベッド17床	17	
	和室	20 m <sup>2</sup>	6 (≈ 20 m <sup>2</sup> /3)	
	乳幼児室	ベッド4床	4	
待合室	40 m <sup>2</sup>		13 (≈ 40 m <sup>2</sup> /3)	

**政令別表第1 (6) 項口、ハ及びニ**

(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等)

(省令第1条の3第1項(表))

**【口及びハに掲げるもの】**

従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

**【ニに掲げるもの】**

教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

**算定要素の定義**

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数

(イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

イ 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とする。

**政令別表第1 (7) 項**

(小学校、中学校、高等学校、大学等)

(省令第1条の3第1項(表))

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

**算定要素の定義**

「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とする。

**政令別表第1 (8) 項**

(図書館、美術館等)

(省令第1号の3第1項(表))

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3m<sup>2</sup>で除して得た数とを合算して算定する。**(1) 算定要素の定義**

ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

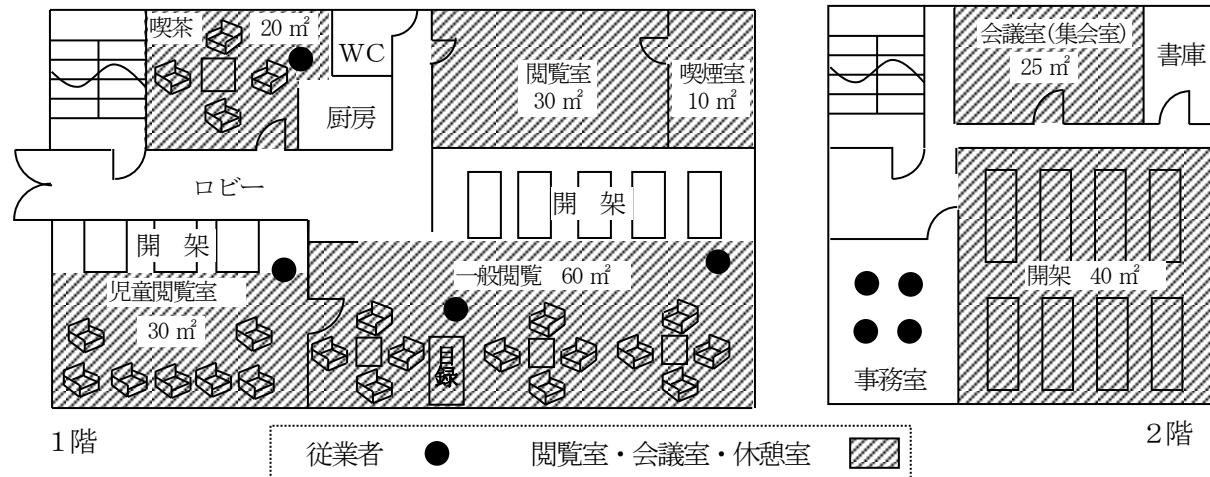
(ア) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱う。

(イ) CD等の視聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。

イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、展覧室」の床面積に算入する。

ウ 従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱う。

エ 来館者が使用する喫茶店、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱う。

**(2) 算定例****(8) 項：図書館**

防火対象物の状況		小計	合計
従業者	8人	8	
閲覧室等	215m <sup>2</sup> (=20+30+10+30+60+25+40)	71(=215m <sup>2</sup> /3)	79人

**政令別表第1 (9) 項**

(公衆浴場、熱気浴場等)

(省令第1条の3第1項(表))

従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3m<sup>2</sup>で除して得た数とを合算して算定する。

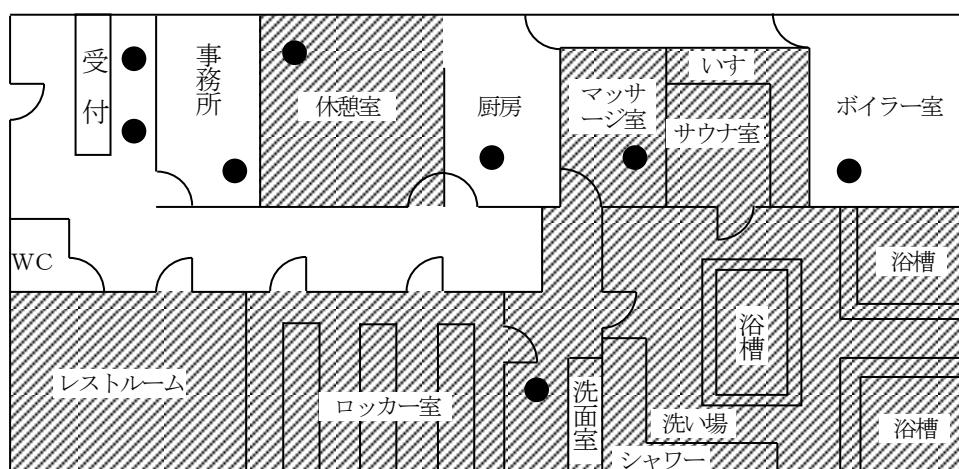
## (1) 算定要素の定義

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場、火たき場ボイラーマンの居室は含まれない。なお、いわゆる蒸気浴場及び熱気浴場の場合は、その浴室をいう。

イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱う。

## (2) 算定例

## (9) 項イ：熱気浴場（サウナ）



従業者 ● 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分 ■

防火対象物の状況		小計	合計
従業者	8人	8	
浴場等	300m <sup>2</sup>	100 (=300m <sup>2</sup> /3)	108人

**政令別表第1 (11) 項**

(神社、教会等)

(省令第1条の3第1項(表))

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3m<sup>2</sup>で除して得た数とを合算して算定する。

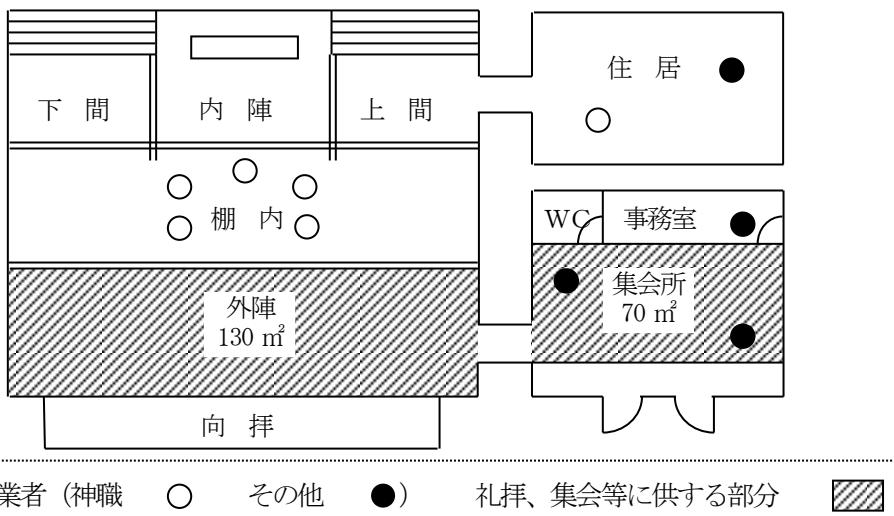
## (1) 算定要素の定義

ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定する。

イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取扱わない。

## (2) 算定例

## (11) 項：寺院



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	10人	10	
葬式室等	200 m²	66 ( $\approx 200 \text{m}^2 / 3$ )	<u>76人</u>

**政令別表第1 (10) 項、(12) 項～(14) 項  
(停車場、工場、駐車場、車庫等)**

(省令第1条の3第1項(表))

従業者の数により算定する。

算定要素の定義

車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者（例 食堂・売店等の従業者）を含む。

**政令別表第1 (15) 項  
(事務所等)**

(省令第1条の3第1項(表))

従業者の数と、主として従業者以外のもの使用に供する部分の床面積を3 m²で除して得た数とを合算して算定する。

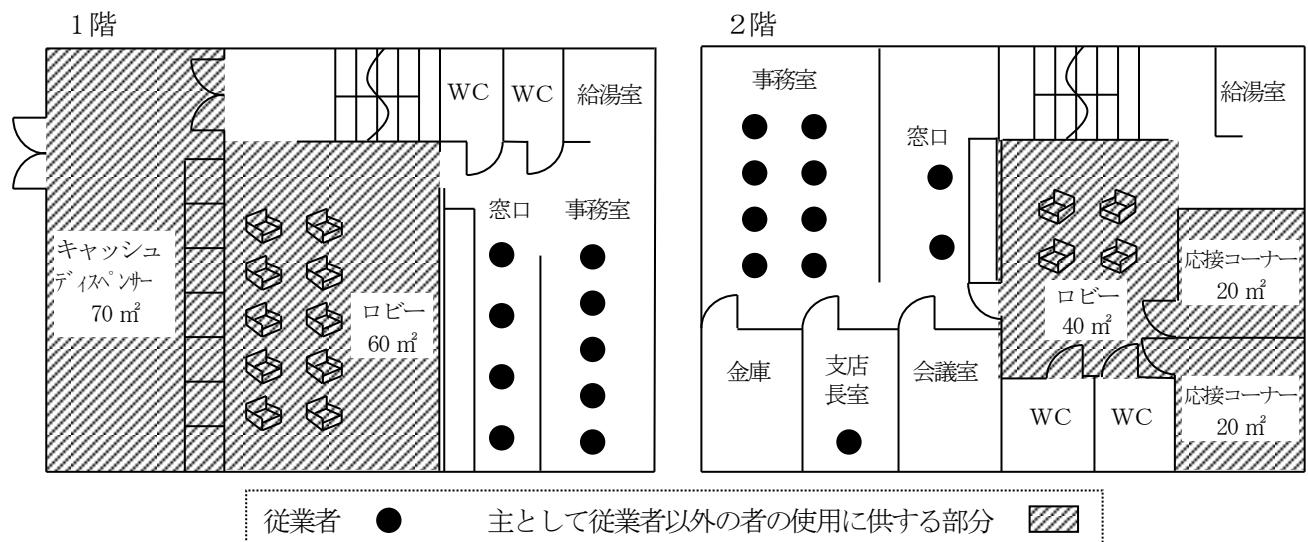
(1) 算定要素の定義

「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

- ア テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入する。
- イ 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入する。
- ウ 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しない。
- エ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しない。
- オ 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入する。
- カ 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入する。

## (2) 算定例

## (15) 項：銀行



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	20人	20	
主として従業者以外の者の使用に供する部分	$210 \text{ m}^2$ $(= 70 + 60 + 40 + 20 + 20)$	70 ( $= 210 \text{ m}^2 / 3$ )	<u>90人</u>

政令別表第1 (17) 項  
(重要文化財等)

(省令第1条の3第1項(表))

床面積を  $5 \text{ m}^2$  で除して得た数により算定する。

## 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船

(省令第1条の3第1項(表))

## 【仮使用の認定を受けたもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

1 仮使用の認定を受けた部分については、当該仮使用認定を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数

2 その他の部分については、従業者の数

## 【仮使用の認定を受けたもの以外及び建造中の旅客船】

従業者の数により算定する。

## 算定要素の定義

- ア 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とする。
- イ 「仮使用」とは、建基法第7条の6第1項第1号及び第18条第24項に規定する仮使用をいう。
- ウ 「仮使用の認定を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁等に仮使用するための認定を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の認定を受けた部分」として扱うものとする。

<b>政令別表第1（16）項、（16の2）項 (複合用途防火対象物、地下街)</b>
(省令第1条の3第2項) 令別表第1（16）項及び（16の2）項に掲げる防火対象物については、令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

### 3 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- (2) 従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を 3 m<sup>2</sup>で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りではない。
- (3) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは、次によること。((6)項ニ、(7)項関係)
  - ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。
  - イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
  - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。